

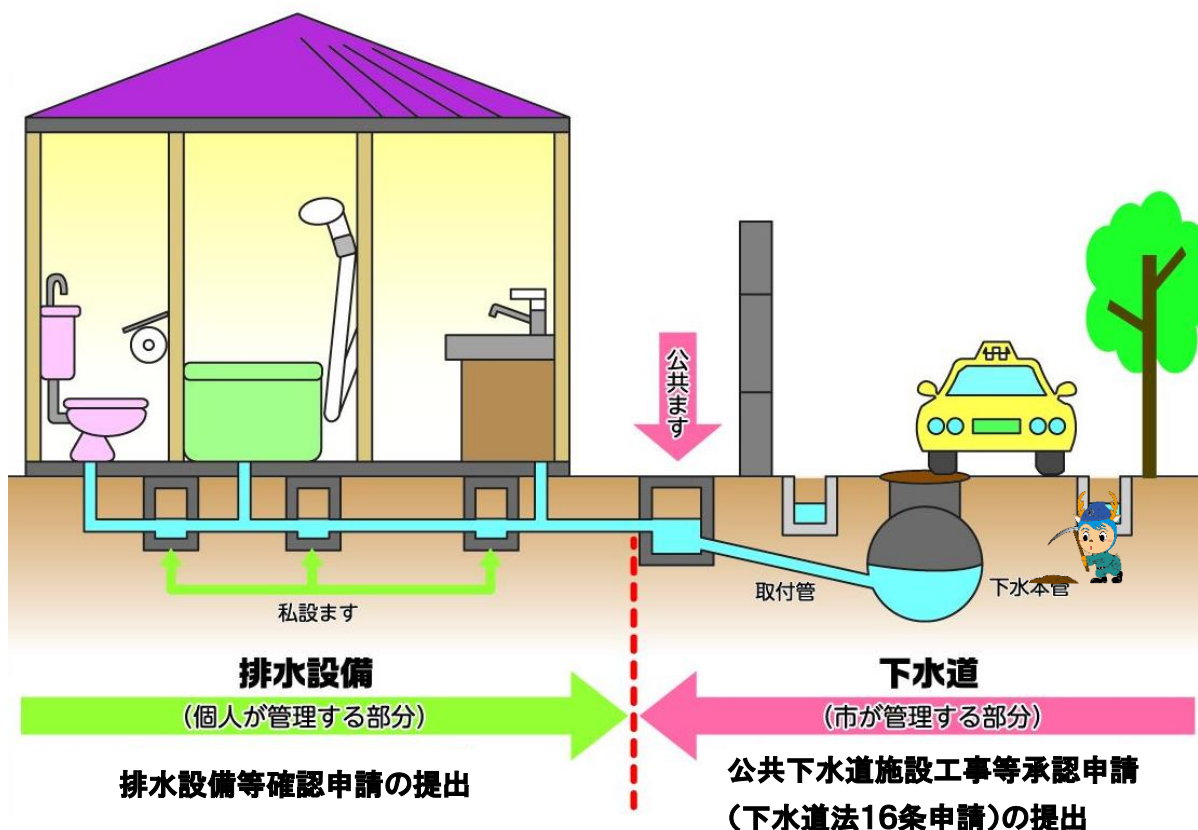
事業者による下水道の無届工事防止について

公共下水道及び排水設備（以降、下水道）の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、または公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から、奈良市で定める技術上の基準に適合するものでなければなりません。

奈良市では、現時点において事業者が行う下水道工事を無届で施工されていることが度々見受けられています。

下水道工事を行う場合は、必ず事前に申請手続きを行い、奈良市の承認及び確認を得て下さい。※申請手続きから使用開始までの流れは裏面参照

なお、申請手続きを行わずに無届で工事を行った場合は罰則（Ex.施設の撤去指示、罰金、指定工事店の停止・取消等）の対象になりますので留意して下さい。



[【奈良市排水設備指定工事店取消処分等事務処理要領】](#)

【※申請手続きから使用開始までの流れ】

当該土地での排水設備の使用計画が発生



公共下水道（前面道路の下水道管及び宅地内取付管・公共ます）の有無確認

公共下水道有の場合

公共下水道無の場合

※ 注意事項

公共下水道を使用の際は、必ず事前に現地確認（調査）をして下さい。調査した結果、現地には下水道施設（公共ます等）があるにもかかわらず、奈良市の下水道台帳には記載がないなど、現地と市下水道台帳に相違がある場合は下水道事業課と協議をお願い致します。

公共下水道施設工事等承認申請書（下水道法 16 条申請）の提出



公共下水道施設工事等承認申請の承認



工事着工



工事完了



検査合格



公共下水道施設の供用開始（下水道法第 9 条）



排水設備等確認申請書の提出（下水道法 10 条）



排水設備等確認申請の確認通知



工事着工



工事完了



検査合格



排水設備による下水の処理を開始

<公共下水道施設工事等承認申請の担当窓口>

奈良市企業局事業部下水道事業課事業計画係

TEL：0742-34-5200(内線 267)

<排水設備等確認申請の担当窓口>

奈良市企業局事業部給排水課排水審査係

TEL：0742-34-5200（内線 214）